

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和４年５月２５日（水）

担当課：健康福祉部 健康福祉総務課

件 名：大和市こもりびと支援条例の制定について	
提出理由：大和市こもりびと支援条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： １．背景等 ・ひきこもりとは、様々な要因の結果として、家庭等に長期間とどまり続け、他者や社会と接触することなく生活する「状態」を指す概念である。 ・国の調査によると、全国における満 15～39 歳の広義のひきこもりの推計数は 54.1 万人（H27 年度内閣府調査）、満 40～64 歳の推計数は 61.3 万人（H30 年度同調査）となっている。 ・国は、平成 21 年度から「ひきこもり支援推進事業」に取り組み、県や指定都市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や支援に携わる人材の養成等を実施している。 ・令和 3 年 12 月には、孤独・孤立対策の重点計画のなかで、ひきこもり支援の推進を掲げた。 ・本市においては、ひきこもりの状態にある人に対する支援の重要性を認識し、一人でも多くの人が相談できる環境を整えるため、令和元年 10 月に、こもりびと※支援窓口を開設した。 ※大和市では、一人一人に寄り添いたいとの思いから、「ひきこもり」ではなく、より温かみのある「こもりびと」という呼称を使用している。 ・以降、こもりびとに関する相談を受けるとともに、当事者の集いやこもりびと支援講演会を開催するなど、様々な取り組みを展開している。 ・国の調査結果を踏まえると、本市における 15～64 歳のひきこもり状態にある人の数は、2,331 人と推計される。（令和 4 年 4 月 1 日時点） ２．条例の基本的な考え方 ・一人一人の生き方はさまざまであり、本市では生きるための選択として、ひきこもることが必要な場合もあると認識している。	・そのうえで、「こもりびと」やその家族等に対する周囲の理解が醸成されるとともに、当事者が再度、社会と関わりを持ちたいと思ったとき、適切に支援につながっていく地域社会を築いていくことが重要であると考えている。 ・こうしたことを踏まえ、「こもりびと」に対する市民の理解を深めるとともに、本人及び家族等の気持ちに寄り添い、関係機関と協力しながら、将来にわたり必要な支援を行っていくため、本条例を制定する。 ３．条例に定める主な内容 (1) 条例制定の意義 ・こもりびと支援条例の制定が必要な意義を述べる。 (2) 目的 ・こもりびと支援条例を制定する目的を定める。 (3) 定義 ・こもりびと、家族等、市民、関係機関等の定義を定める。 (4) 基本理念 ・こもりびと支援を推進するうえでの基本理念を定める。 (5) 責務と役割 ・こもりびと支援に関する市の責務と市民及び関係機関の役割を明らかにする。 (6) 基本的施策 ・基本理念に基づいて実施する施策を示す。 (7) 財政上の措置 ・市は、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずることを定める。 ４．今後の主な取り組み ・これまでの取り組みを継続して実施するとともに、相談支援体制や、こもりびとへの理解を深めるための取組等の充実を図る。
経 過 ～R1.9 若年層のひきこもりの相談は、青少年相談室や教育委員会で対応 R1.10～ 健康福祉総務課内に「こもりびと支援窓口」を開設	今後の予定 R4.7 市民意見公募手続 R4.8 議案提出 R4.9 条例施行